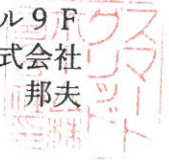


令和元年6月14日

東京都新宿区西新宿3-1-4第二佐山ビル9F
スマートグリッドホーム株式会社
代表取締役 三宅 邦夫



メーター契約のお客様へ。事業撤退のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊社では、今回メーター契約の事業撤退、業務終了をする運びとなりました。

ご存知の方もおられるとは思いますが、各お客様は契約金額全額がされてなくローンがつかなく、猶予としてメーター契約に移行しました。

これは、もしもローンがつかなかった場合は、契約不履行解除になるため、違約金が20%は発生します。我々も当時契約の中で、そういったローンのお手伝いはする旨の話はしてはおりますが、やはり、借り入れという形は、何回もお話はしていますが、お客様、当事者の信用に対してローンがつくものであり、わが社がいくら頑張っても出来ません。

それなりの打ち合わせや資料、話し合いは十分行いましたが、残念ながらローン会社出来なかったということでもあります。(融資をつけること)お客様に大変お世話になりました。

また、度重なる再生エネルギーの法律変更、会社の事業の方向性、利益確保と存続により、メーター契約の事業継続が難しいと判断いたしました。

現在、撤退準備中であり、数カ月の間に完全徹底を目指しております。

事業を撤退いたしますと、メーター契約のお客様に対して、月々の支払いメーター契約料もお返し出来ないと思われる。

メーター契約は弊社と工事契約を結びながら、何らかの理由で本工事契約が出来なかったお客様に対して、今後のお客様との新しい取引へつなげるため、新規契約をおこなうことで、契約違約金の回避をおこなう救済措置であり、弊社に利益がない事業です。

本来、本工事契約であれば、キャンセルの場合、契約金の2割以上(本工事契約が2500万円ならば、500万円の解約手数料。メーター契約の保証金額ではありません)を解約手数料とする規約になっています。

そのため、メーター契約は入金された金員を保証としてお預りして、新規にメーター契約を締結したものです。

上記の様な理由から、特別なお客様に対して、事前にできる限りのご返金をさせていただきたくご連絡した次第です。

- ① 今回の撤退にあたり、契約一部金入金の金額の30%の手数料を頂きます。
- ② 今まで弊社がお支払いした金員を差し引いた金額を基準にさせていただきます。
- ③ 弊社側で算出した金額をご返金したいと考えております。
- ④ 受取られた金額の、入金のリストのご提出をお願いします。
- ⑤ 合意解約署名捺印をお願いします。

工事契約の解約であれば、お預りしている金員の倍近い解約手数料が必要であり、本来であれば一切の返金は致しかねます。

しかし、
長年のお付き合いと、救済措置であるメーター契約者のお客様への感謝をするとともに、
弊社にできる限りの返金を決断いたしました。
ついては、至急に合意解約のお手続きをさせていただくため、早急なご連絡を頂きたい
お願い申し上げます。

【連絡先】

スマートグリッドホーム株式会社
TEL：03-6279-0852
担当 石塚・後藤・延々

追伸

合意解約にあたり、確認のため受取られて、入金のリストのご提出をお願いいたします。

敬具